

4 第44条の5《特定高度通信設備の特別償却》関係

【制度の概要】

この制度は、青色申告法人で中小企業者に該当するもののうち電気通信基盤充実臨時措置法に規定する実施計画の認定を受けたものが、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成23年法律第59号）の施行の日（平成23年8月31日）から平成25年3月31日までの間に、その実施計画に記載された特定高度通信設備でその製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これを過疎地域等の一定の地域又は区域内においてその法人の事業の用に供した場合には、初年度において取得価額の15%の特別償却を行うことができるというものである（措法44の5①）。

この制度の適用対象となる特定高度通信設備として、平成23年8月30日付総務省告示第403号において、一定の減価償却資産が指定されている。

連結納税制度においても、同様の規定が定められている。

【新設】(中小企業者であるかどうかの判定の時期)

44 の 5-1 法人が、措置法第 44 条の 5 第 1 項に規定する「中小企業者」に該当する法人であるかどうかは、その取得又は製作若しくは建設をした措置法第 44 条の 5 第 1 項に規定する特定高度通信設備（以下「特定高度通信設備」という。）を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。

【解説】

- 1 本制度による特別償却制度（措法 44 の 5 ①）の適用対象となる中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいう（措法 42 の 4 ⑥⑫五、措令 27 の 4 ⑩）。
 - ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除く。②において同じ。）の所有に属している法人
 - ② ①の法人のほか、その発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人
- 2 「中小企業者」に該当するかどうかの判定は、上記 1 のとおり資本金の額若しくは出資金の額又は従業員数の外形的基準で行うこととされているが、これをいつの時点で行うべきかという疑問が生ずる。
- 3 この点、本制度は中小企業者であるという現況のもとに特定高度通信設備の取得等をして事業の用に供することを予定しているものといえる。このため、中小企業者であるという現況のもとに特定高度通信設備の取得等をして事業の用に供した法人につき、期末において中小企業者に該当しなくなったとして本制度の適用を受けられないとすることは、当該法人に思わぬ税負担を強いることになり、ひいては設備投資計画の修正を余儀なくさせる結果をも生ずることとなり、本制度の趣旨に合致しないこととなる。
- 4 そこで、中小企業者に該当するかどうかの判定は、その特定高度通信設備の取得等をして事業の用に供した時の現況により行う旨を、本通達において明らかにしている。したがって、特定高度通信設備の取得等をした時において中小企業者に該当していたとしても、それを長期間貯蔵していたために、事業の用に供した時には中小企業者に該当しなくなった場合には、この税額控除制度の適用はないことになる。
- 5 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 26-1）を定めている。

【新設】（附属装置等の同時設置の意義）

44の5-2 平成23年8月30日付総務省告示第403号においてサーバー用の電子計算機と同時に設置することを条件として、特定高度通信設備に該当する旨の定めのある附属の補助記憶装置若しくは電源装置又は加入者系光ファイバケーブル等（以下「附属装置等」という。）には、一の計画に基づきサーバー用の電子計算機を設置してから相当期間内に設置するこれらの附属装置等が含まれるものとする。

【解説】

1 本制度の適用対象となる特定高度通信設備の範囲については、平成23年8月30日付総務省告示第403号においてそれぞれ定められているが、この告示においては、特定高度通信設備に該当するものとして次のものが指定されている（②から⑤の減価償却資産にあつては、①と同時に設置するものに限る。）。

① サーバー用の電子計算機（当該電子計算機の記憶装置に②のサーバー用のオペレーティングシステムが書き込まれたものに限り、これと同時に設置する附属の補助記憶装置又は電源装置を含む。）

② サーバー用のオペレーティングシステム

③ 加入者系光ファイバケーブル

④ ファイアウォール装置

⑤ ルーター

上記①において、附属の補助記憶装置又は電源装置を「サーバー用の電子計算機と同時に設置する」ということ、また、上記②から⑤の減価償却資産を「サーバー用の電子計算機と同時に設置する」ということの意義については、必ずしも具体的に規定されていないが、例えば、本体であるサーバー用の電子計算機の発注と同時にその附属装置等を発注したが、それぞれのメーカーが異なるため、本体の設置と附属装置等の設置とが事業年度を異にして行われるようなことが十分あり得るので、たまたま事業年度を異にしたという理由のみで、その附属装置等の設置が本体の設置と同時でないとして本制度の適用を否定するようなことは必ずしも合理的ではない。

そこで、本通達において、一の計画に基づき、サーバー用の電子計算機を設置してから相当期間内に設置する附属装置等については、同時設置の要件に該当することを明らかにしている。

2 連結納税制度においても、同様の通達（連措通 68 の 26-2）を定めている。